

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

関係事業主 殿

令和6年5月1日

(一社)長野県労働基準協会連合会
(一社)上小労働基準協会
各労働基準協会

産業用ロボットの業務に係る特別教育(学科のみ)

開催のご案内

産業用ロボットの安全対策は、「産業用ロボットの運転中は、人とロボットを隔離する」ことを原則としています。しかし、駆動源を遮断しないで行う教示等の作業や運転中に行う検査等の作業においては、マニピュレータが作動しているかまたは作動する可能性があるときに、可動領域内に労働者が立ち入らなければなりません。このような場合は、産業用ロボットについて熟知した者に行わせることにより、作業の安全を確保することが必要です。このことから、事業者には産業用ロボットの教示・検査等の業務に就かせる者に対して特別教育を実施することが義務付けられています。(労働安全衛生法第59条第3項)

安全衛生特別教育規程では、教示等の業務と検査等の業務は別になっていますが、当会では、両業務を混成した学科教育を下記により開催いたします。

関係者が是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

なお、当会での教育は、学科のみの教育となりますので、後日、下記11.により実技教育を実施して下さい。

記

1. 産業用ロボットの範囲(労働安全衛生規則第36条第31号)

規制の対象となる産業用ロボットは、「マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。)を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械で、研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除いた」ものです。

※マニプレータ(マニピュレータ)とは…人間の腕に類似した機能を持ち各種の作業を行うことのできるものをいいます。

2. 特別教育が必要な業務 申込書の裏面に記載してあります

3. 受講対象者 (1) 上記2.の業務に従事している方及び今後当該業務へ従事予定の方
(2) その他受講を希望される方

4. 講習日時、会場、締切日、定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和6年7月8日(月)-9日(火) 両日とも8時40分から受付をし、9時開講です。			
会場	上小トラック研修会館 上田市殿城581-6			
締切日	令和6年6月20日(木)	定員	80名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

5. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。(所在地は申込書の裏面に掲載してあります。)
(2) 提出書類 受講申込書(受講料及びテキスト代を添えてお願いします。)

6. 受講料(消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者 1名 8,800円 [内訳: 本体 8,000円 消費税(10%) 800円]
" 会員外 " 1名 12,100円 [内訳: 本体 11,000円 消費税(10%) 1,100円]

7. テキスト代（消費税含む） 「産業用ロボットの安全必携」※テキスト代は価格改訂される場合があります。

1冊 1,980円 [内訳：本体1,800円 消費税（10%）180円]

8. 講習科目、時間及び講師

	講習科目	時間	講師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	
	産業用ロボットに関する知識 (ビデオを含む)	9:00～12:00 13:00～14:00	DynamicRobo 代表 産業用ロボット特別教育インストラクター R-SSA（ロボットセーフティアセッサ） 宮澤 佳浩 氏
	産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	14:00～17:00	
産業用ロボットの教示等の作業及び 検査等の作業に関する知識	9:00～12:00 13:00～15:00		
第二日目	関係法令	15:00～16:00	
	修了試験	16:00～16:30	
	修了式	16:30～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

9. 修了証の交付

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、7月2日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。
(郵送代434円ご負担下さい。)

10. 受講上の留意事項

- (1) 筆記用具を携行してください。
- (2) 申込み受付後の取消は、7月1日までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含みください。

11. 実技教育実施上の留意事項

- (1) 今回の特別教育は、学科教育のみ行うものです。学科修了者には、学科教育修了証を交付します。実技教育については、それぞれの事業場において、産業用ロボットに関する知識と技能を有する人が使用している産業用ロボットにより、学科教育修了者に対して実施してください。
- (2) 実技教育の時間は、下表に掲げる科目について、記載の時間数以上行わなければならないことになって
います。(昭和47年労働省告示第92号)

実技科目	実技時間
産業用ロボットの操作方法	1時間
〃 教示等の作業方法	2時間
〃 検査等の作業方法	3時間

- (3) 学科教育修了者に対して、実技教育を実施したときは、当該教育の受講者、科目、実施年月日、時間、実施者等を記録し、これを3年間保存しておいてください。(労働安全衛生規則第38条)

12. その他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食を持参して下さい。(近隣には商店・飲食店がございません)